

◆ 町税・国保料・介護保険料の減免申請の受付を開始します ◆

支援ガイドブックにおいて、後日改めてご案内することとしていました減免申請の受付開始日についてお知らせいたします。申請に必要な書類等は、[うら面](#)をご参照ください。

窓口の混雑緩和のため、次のとおり被災程度および地区ごとに、異なった申請受付開始日とさせていただきます。(あくまで開始日ですので、例えば住宅が全壊の方が3月以降に申請することもできます。)

減免申請は、しばらくの間は申請期限を設けずに受付いたします(申請受付を終了する場合は、広報誌等で事前にご案内いたします)。

なお、平成30年分所得の確定申告で「雑損控除」の申告を予定されている方は、確定申告後に確定申告関係書類(写し)ご持参の上で申請していただく場合があります。

受付開始日	対象	個人の町民税	固定資産税			国民健康保険料	介護保険料
			土地	家屋	償却資産		
1月25日(金)～	右の要件に該当する方	①災害による死亡 ②生活保護を受けることとなった場合 ③災害により障害者となった場合 ④本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族(所得38万円以下の専従者についても対象となる場合があります)が所有し居住していた住宅がり災証明の 全壊 の場合【注1】	大規模な土砂崩れによる被害がある場合	り災証明で 住宅が全壊 の場合		①災害により納付義務者が障害者となった場合 ②納付義務者またはその世帯に属する被保険者が所有し居住していた住宅がり災証明の 全壊 の場合【注1】	①第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が災害により死亡した場合 ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が災害により障害者となった場合 ③第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し居住していた住宅がり災証明の 全壊 の場合
2月5日(火)～	右の要件に該当する方	④本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族(所得38万円以下の専従者についても対象となる場合があります)が所有し居住していた住宅がり災証明の 大規模半壊 の場合【注1】	大規模な土砂崩れによる被害がある場合	り災証明で 住宅が大規模半壊 の場合		②納付義務者またはその世帯に属する被保険者が所有し居住していた住宅がり災証明の 大規模半壊 の場合【注1】	③第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し居住していた住宅がり災証明の 大規模半壊 の場合
2月12日(火)～	右の要件に該当する方	④本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族(所得38万円以下の専従者についても対象となる場合があります)が所有し居住していた住宅がり災証明の 半壊 の場合【注1】	大規模な土砂崩れによる被害がある場合	り災証明で 住宅が半壊 の場合		②納付義務者またはその世帯に属する被保険者が所有し居住していた住宅がり災証明の 半壊 の場合【注1】	③第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し居住していた住宅がり災証明の 半壊 の場合
2月18日(月)～	右の要件に該当する方のうち、幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里、京町、表町、新町、本町、錦町、宇隆地区の方	⑤本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族(所得38万円以下の専従者についても対象となる場合があります)が所有し居住していた住宅について、所得税確定申告の雑損控除の住宅損害額(原状回復費用が見積書や請求書等により明らかな場合に限る。また、災害関連支出の額は除く。)が、住宅の価額に対して20%以上の場合【注1】				②納付義務者またはその世帯に属する被保険者が所有し居住していた住宅について、所得税確定申告の雑損控除の住宅損害額(原状回復費用が見積書や請求書等により明らかな場合に限る。また、災害関連支出の額は除く。)が、住宅の価額に対して20%以上の場合【注1】	
3月1日(金)～	右の要件に該当する方のうち、美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真、共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区の方	⑥本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族(所得38万円以下の専従者についても対象となる場合があります)が所有する家財について、所得税確定申告の雑損控除の家財損害額(災害関連支出の額を除く。)が一定以上の場合【注1】 ⑦事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの災害による平成30年中の減収が平常の30%以上の場合で一定の所得要件を満たす場合【注1】	⑧被害面積が20%以上の場合	⑩価格に対し損害額(原状回復費用が見積書や請求書等により明らかな場合に限る。また、災害関連支出の額は除く。)が20%以上の場合	修理費が評価額の20%以上の場合	②納付義務者またはその世帯に属する被保険者が所有する家財について、所得税確定申告の雑損控除の家財損害額(災害関連支出の額を除く。)が一定以上の場合【注1】 ③災害による平成30年中の事業収入の減収が平常の30%以上の場合で一定の所得要件を満たす場合【注1】	④第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、災害による平成30年中の事業収入の減収が平常の30%以上の場合で一定の所得要件を満たす場合
お問い合わせ先		税務グループ(27-2481)			町民生活グループ(26-7871)	福祉グループ(26-7872)	

【注1】個人の町民税の④⑤⑥⑦および国保料の②③については、平成29年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、減免対象になりません。

町税の減免申請に必要な書類等

(国保料・介護保険料の必要書類は町税に準じます)

区分	必要な書類等
①	死亡したことがわかるもの
②	生活保護決定通知書の写しなど、生活保護を受けることとなったことがわかるもの
③	障害者手帳の写しなど、障害者となったことがわかるもの
④	(交付を受けている場合は)り災証明書の写し
⑤	平成30年分所得税の確定申告書及び雑損控除に係る書類一式の写し
⑥	
⑦	平成30年分所得税の確定申告書の写し(確定申告が不要な方は、源泉徴収票の写し等、平成30年中の収入がわかるもの)、および、減収を補てんする保険等がある場合は、その金額がわかるもの
⑧	被害箇所の写真など、土地の被害がわかるもの(大規模な土砂崩れについては、必要ありません) ※なお、申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。
⑩	原状回復にかかる見積書や契約書、請求書など、建物の原状回復の金額や内容がわかる書類の写し

土地(固定資産税)の被害の基準

(土地の固定資産税の減免においては、下表の程度以上のものが、土地の被害として考慮されます)

地目 被害内容	宅地・田・畑 (宅地評価に準じる土地を含む)	左記の地目以外 (山林など)
土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて	
地割れ	幅3cm以上	幅1.5cm以上
陥没	深さ20cm以上	深さ50cm以上
段差・隆起	20cm以上	
沈下	10cm以上	2.5cm以上

土地の地割れ、陥没、沈下、段差、隆起、小規模な土砂崩れによる被害の場合は、写真等、被害がわかるものを添付してください。また、申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。

減免対象となる家財の損害額(目安)

家財の損害による減免対象となる家財の損害額は、家族構成や年齢等によって異なります。

減免対象となる家財損害額の目安は、次の例のとおりです。

家族構成	家財損害額の目安
独身	所得税の確定申告での家財の損害額が60万円以上
50歳代4人家族(本人、専業主婦の妻、18歳未満の子2人)	所得税の確定申告での家財の損害額が262万円以上